

がん教育に係る外部講師派遣 実施要項

1 目的

学校における健康教育において日本人の死亡原因として最も多いがんを取り上げることは、健康教育を推進する上で意義のあることである。

また、がんに関する教育（以下「がん教育」）が中学校・高等学校の学習指導要領に位置づけられたことにより、その一層の充実が求められており、そのためには、国の取組み等を踏まえ、外部講師の活用体制を整備することが必要である。

本事業は、対象とする学校に、外部講師として専門家等を派遣し、がん教育を通じて生徒ががんについての正しい知識とがん患者等に対する理解を深めることを目的とする。

2 対象

府立および市町村立中学校・高等学校及び支援学校中学部・高等部に通う生徒。

3 申込方法

外部講師によるがん教育を希望する学校は、指定された期日までに、別添「がん教育に係る外部講師派遣可能医療機関等 派遣機関一覧」に掲載している団体・施設（以下「派遣機関」という。）から希望する派遣機関を選択し、メール等により別紙1「がん教育に係る外部講師派遣事業 活用希望調書」を以下の申し込み先に送付する。

[府立学校] 大阪府教育庁教育振興室保健体育課
[市町村立学校] 各市町村教育委員会

4 実施方法

(1) 講師

派遣機関に所属する者とする。

(2) 内容

「外部講師を用いたがん教育ガイドライン」（文部科学省発行）に留意し、各派遣機関と学校でテーマ等について調整の上、実施する。なお、必要物品は原則、学校が調達する。

5 実施決定書及び報告書の提出

がん教育を実施する学校は、指定された期日までに別紙2「がん教育に係る外部講師派遣事業 実施内容決定書」、別紙3「がん教育に係る外部講師派遣事業 実施完了報告書」を申込先へ提出すること。

(附則)

この要項は、令和元年12月12日から適用する。

この要項は、一部改訂し令和5年2月28日から適用する。